

枚方市条例第 5 号

枚方市職員給与条例等の一部を改正する条例

(枚方市職員給与条例の一部改正)

第1条 枚方市職員給与条例（昭和23年枚方市条例第103号）の一部を次のように改正する。

第33条第2項中「19,100円」を「8,600円」に、「職務の級、第41条の2第1項に規定する任期付常勤職員及び第41条の3第1項に規定する任期付短時間勤務職員にあつては号給」を「職務の級」に、「応じて、」を「応じ、規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」に改める。

第34条の6第1項中「である者」の次に「及び指導改善研修被認定者（教育公務員特例法第25条第1項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。）」を加え、「100分の4」を「100分の5（幼稚園に勤務する教育職員にあつては、100分の4）」に改める。

第44条中「第24条第1項、第25条第1項又は第26条第1項」を「第24条から第26条まで」に改める。

第49条中「労働基準法」の次に「（昭和22年法律第49号）」を加え、「同法施行規則」を「労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）」に改める。

別表第5を次のように改める。

第2条 枚方市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第12条の4中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第12条の5 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第5条第5項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあつては、規則で定める額）並びにこれに第19条第2項に規定する地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）に12を乗じて得た額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から休日に係る勤務時間数を減じた数で除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。）（次項において「特定額」という。）が、民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額（同項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

2 第二種初任給調整手当の月額は、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第20条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自転車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、市長が別に定める額とする。

第27条の見出しを削り、同条第1項中「宿直勤務」の次に「又は日直勤務」を加え、「宿直手当」を「宿日直手当」に改め、同条第2項中「宿直手当」を「宿日直手当」に、「3,100円」を「6,900円」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき3,450円とする。

第27条第3項を削り、同条第4項中「については、」を「は、宿直勤務にあつては」に改め、「まで」の次に「、日直勤務にあつては通常執務日の登庁時から退庁時まで（執務が行われる時間が通常執務日の執務時間のおおむね2分の1に相当する時間である日で市長が定める日の日直勤務にあつては、当該執務日の退庁時から通常執務日の退庁時まで）」を加え、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

第28条から第32条までを次のように改める。

第28条から第32条まで 削除

第34条の6第1項中「100分の5」を「100分の10」に改める。

第35条及び第41条の4中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

(一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年枚方市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次の1号を加える。

(3) 職員が他の地方公共団体において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第3項に規定する業務に従事した場合

第4条第2項中「300円」を「次の各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 前項第1号又は第2号に規定する業務 300円

(2) 前項第3号に規定する業務 1,000円

第5条第1項第4号中「第10条」を「第11条」に、「第14条第1項」を「第15条第1項」に改める。

第12条第2項の表1の項中「前項第1号イ」を「第1項第1号イ」に、「7時間45分」を「4時間」に改め、同表2の項中「前項第1号イ」を「第1項第1号イ」に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同表3の項中「前項第1号ロ」を「第1項第1号ロ」に、「1の項」を「1の項第1号」に、「7,500円」を「8,000円」に改め、同表7の項中「前項第3号」を「第1項第3号」に改め、同項を同表8の項とし、同表6の項中「前項第3号」を「第1項第3号」に改め、同項を同表7の項とし、同表5の項中「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項を同表6の項とし、同表4の項中「前項第1号ロ」を「第1項第1号ロ」に改め、同項を同表5の項とし、同表3の項の次に次のように加える。

4	第1項第1号ロ及びハに掲げる業務で、その日において従事した時間が1の項第2号又は第3号に掲げる時間に該当するもの	7,500円
---	--	--------

(枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年枚方市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第4を次のように改める。

(企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例(平成16年枚方市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「初任給調整手当」の次に「(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。)」を加える。

第5条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(初任給調整手当)」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第5条の2 第二種初任給調整手当は、勤務1時間当たりの給与額が民間の賃金の最低基準を下回ると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。

附 則 [令和8年3月10日公布]

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定、第3条中一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例第5条第1項第4号及び第12条第2項の表の改正規定並びに次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の枚方市職員給与条例(以下「第1条改正後給与条例」という。)別表第5の規定は令和7年4月1日から、第1条改正後給与条例第33条第2項の規則で定める校務類型のうち市長が定めるものに係る業務に従事する教育職員(以下「特定業務従事教育職員」という。)に適用する場合における同項の規定及び前項ただし書に規定する規定の施行の日(以下「一部施行日」という。)前に教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第25条第1項の規定による認定を受けた者であって一部施行日の前日までに同条第4項の認定を受けていないもの(以下「一部施行日前指導改善研修被認定者」という。)以外の教育職員に適用する場合における第1条改正後給与条例第34条の6第1項の規定並びに第3条の規定による改正後の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「新特殊勤務手当条例」という。)第12条第2項の表の規定は令和8年1月1日から適用する。この場合において、第1条の規定による改正前の枚方市職員給与条例又は第3条の規定による改正前の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後給与条例又は新特殊勤務手当条例の規定による給与の内払とみなし、その差額があるときは、当該差額は、一部施行日以後最初の給料の支給の日に支給する。

(枚方市職員給与条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 令和8年3月31日までの間、特定業務従事教育職員以外の教育職員についての義務教育等教員特別手当の額は、第1条改正後給与条例第33条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 一部施行日前指導改善研修被認定者が教育公務員特例法第25条第4項の認定を受けるまでの間における当該一部施行日前指導改善研修被認定者に対する第1条改正後給与条例の規定による教職調整額の支給については、第1条改正後給与条例第34条の6第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 5 令和12年12月31日までの間、第2条の規定による改正後の枚方市職員給与条例（以下「第2条改正後給与条例」という。）第34条の6第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年4月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

- 6 一部施行日前に教育公務員特例法第25条第1項の規定による認定を受けた者であってこの条例の施行の日の前日までに同条第4項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する第2条改正後給与条例の規定による教職調整額の支給については、第2条改正後給与条例第34条の6第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（職員の修学部分休業に関する条例の一部改正）

- 7 職員の修学部分休業に関する条例（平成17年枚方市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「初任給調整手当」の次に「（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）」を加える。

（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

- 8 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年枚方市条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第14条第1号中「第8条の規定による改正後の」及び「（以下「新勤務時間条例」という。）」を削り、同条第2号中「新勤務時間条例」を「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」に改める。

附則第16条中「第2条の規定による改正後の」及び「（以下「新給与条例」という。）」を削り、「新給与条例」を「枚方市職員給与条例」に改める。

附則第17条中「新給与条例」を「枚方市職員給与条例」に改める。

附則第18条中「新給与条例」を「枚方市職員給与条例第12条の5第1項及び」に改める。

附則第19条中「新給与条例」を「枚方市職員給与条例」に改める。

附則第20条中「新給与条例」を「枚方市職員給与条例」に、「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

附則第26条中「第8条の規定による改正後の」を削る。